議案第３０号

高松市社会教育委員の委嘱について

教育局生涯学習課

はじめに

<u>社会教育委員</u>とは…本市における生涯学習の推進や家庭・地域の教育力の向上などを目的として、年２回程度の会議に出席し、本市社会教育施策に関し、意見・助言等を行う。本市においては、高松市社会教育委員設置条例に基づき、設置している。

（参考）社会教育法第１５条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

本市社会教育委員会議の開催状況

年度	開催月	議題等
令和７年度	１０月	本市生涯学習の推進状況報告、部活動の地域展開　等
令和７年度	２月	地域学校協働活動の推進、香川大学防犯パトロール隊による「防犯アプリ活用教室」、本市の不登校の課題　等
令和８年度	１０月	本市生涯学習の推進状況報告、生涯学習センター等７年度事業実績及び８年度事業計画　等

議案第３０号

１　委員の委嘱について

（提案理由）

高松市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第１５条第２項及び高松市社会教育委員設置条例第２条の規定により、高松市社会教育委員を次のとおり委嘱するものです。

（１）　委嘱年月日

令和８年１１月２７日

（２）　任期

令和８年１１月２７日から令和１０年１１月２６日まで

（２年間）

議案第３０号

（３）　委員

（区分ごと５０音順）（敬称略）

選出区分	氏　名	主　な　役　職　等	備　考
学校教育関係	岡　静子	公益財団法人松平公益会事務局長 公益財団法人香川県育英会事務局長	再任
	柊澤　利也	国立大学法人香川大学教育学部准教授	再任
社会教育関係	笠井　三奈	高松市ＰＴＡ連絡協議会相談役	再任
	松下　知憲	高松市子ども会育成連絡協議会副会長	再任
家庭教育関係	有澤　陽子	特定非営利活動法人子育てネットひまわり代表理事	再任
学識経験者	上野　耕平	国立大学香川大学教育学部教授	新任
	藤本　駿	高松大学発達科学部子ども発達学科長	再任
公募	杉ノ内　柚樹		新任
	渡辺　剛		新任

※　条例により定数は１０人以内

議案第３０号

２　《参考》高松市社会教育委員（令和８年４月１日時点）

（区分ごと５０音順）（敬称略）

区分	氏　名	役　職　等
学校教育関係	岡　静子	元小学校校長 公益財団法人松平公益会事務局次長
	柊澤　利也	国立大学法人香川大学教育学部講師
社会教育関係	笠井　三奈	高松市ＰＴＡ連絡協議会相談役
	松下　知憲	高松市子ども会育成連絡協議会副会長
家庭教育関係	有澤　陽子	特定非営利活動法人子育てネットひまわり代表理事 たかまつ子ども食堂ネットワーク代表
学識経験者	藤本　駿	高松大学発達科学部子ども発達学科准教授
	山神　眞一	国立大学法人香川大学副学長
公募	森岡　晃	
	渡部　千枝	

議案第３１号

高松第一高等学校学則の一部改正について

教育局高松第一高等学校

議案第３１号

１　例規整備の概要

１２月３日が香川県民の日と定められ、県立学校学則の一部改正により同日が休業日に加えられたことに鑑み、高松第一高等学校においても同日を休業日に加えるため、関係条文を整備するもの。

２　主な内容及び該当条項

	主な内容	該当条項
(１)	香川県民の日を休業日に加えるもの	第５条第１項第３号関係

３　施行期日

令和８年１１月１９日

４　新旧対照表

議案第３１号

高松第一高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月　日

高松市教育委員会教育長　小　柳　和　代

高松市教育委員会規則第　　号

高松第一高等学校学則の一部を改正する規則

高松第一高等学校学則（昭和５３年高松市教育委員会規則第４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（休業日等） 第５条　略 （１）・（２）　略 （３）　香川県民の日条例（令和８年香川県条例第１号）に規定する香川県民の日 （４）～（９）　略 ２～４　略	（休業日等） 第５条　休業日は、次のとおりとする。 （１）・（２）　略 ［新設］ （３）～（８）　略 ２～４　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（改正理由）

１２月３日が香川県民の日と定められ、県立学校学則の一部改正により同日が休業日に加えられたことに鑑み、高松第一高等学校においても同日を休業日に加えるため、関係条文を整備するものです。